

資料2

令和元年度第2回福島県国民健康保険運営協議会

令和2年度国保事業費納付金等の仮算定結果について

令和元年12月26日
福島県国民健康保険課

令和2年度国保事業費納付金等の仮算定結果

1 仮算定結果について

単位：億円

	県全体費用 A	市町村納付金 d	保険料収納 必要総額e
医療分	※ 1,271	327	266
	1,289	354	274
	▲ 18	▲ 27	▲ 8
後期分	232	111	96
	237	116	101
	▲ 5	▲ 5	▲ 5
介護分	86	36	31
	88	39	33
	▲ 2	▲ 3	▲ 2
合計	1,589	474	393
	1,614	509	408
	▲ 25	▲ 35	▲ 15

凡例

令和2年度仮算定
令和元年度本算定
前年度差

※県全体費用Aの医療分＝保険給付費

■保険給付費の減少（▲18億円）の主な要因

1人あたり診療費は約385千円（前年比+2%）であるが、被保険者数は約397千人（前年比▲4%）であったため。

※保険給付費＝1人あたり診療費×被保険者数×実績給付率

No.	項目	令和2年度 仮算定		令和元年度 本算定	差
		激変緩和前	激変緩和後	激変緩和後	激変緩和後
1	1人あたり保険給付費	320,613円	320,613円	312,526円	8,087円
2	1人あたり納付金額 d	121,131円	119,609円	123,408円	▲3,799円
3	1人あたり保険料額 e	100,607円	99,084円	98,908円	176円
4	H28年度 1人あたり保険料額 e	102,745円	102,745円	102,745円	0円
5	激変緩和対象市町村	7市町村 (4年間で7.88%以上)	18市町村	15市町村	3市町村
6	1人あたり保険料が増加した市町村(対平成28年度)	7市町村	0市町村	15市町村	▲15市町村
7	最大増加率(単年度換算)	6.13%	▲0.02%	0.19%	▲0.21%
8	1人あたり保険料が増加した市町村(対前年度)		26市町村	53市町村	▲27市町村
9	最大増加率		21.14%	39.07%	▲17.93%

■1人あたりの保険料の主な変動要因

【引き上げる要因】

- ・1人あたりの保険給付費の増(1人あたり約8,000円)や後期高齢者支援金の増(1人あたり約1,000円)などにより、1人あたり保険料が約9,000円引き上がる。

【引き下げる要因】

- ・前期高齢者交付金の増(+約35億円)などにより、1人あたり保険料が約9,000円引き下がる。

2 激変緩和について

1人あたり保険料の激変緩和前と激変緩和後の状況

激変緩和措置後の伸び率(対28年度)を一定割合7.88%(単年度1.91%)とするために必要となる財源は0.6億円となる。

国からの暫定措置(激変緩和財源)等は6.0億円交付が見込まれるため、残余金5.4億円は一定割合を引き下げるために活用可能となる。

その結果、一定割合の最大伸び率は▲0.08%(単年度▲0.02%)に圧縮された。

